

## 会津若松市女性人材リスト登録事業実施要領

(平成16年2月5日決裁)

(平成25年4月1日決裁)

(平成26年5月1日決裁)

(令和5年3月29日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、会津若松市女性人材リスト登録事業（以下「登録事業」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録事業)

第2条 登録事業は、会津若松市男女共同参画推進条例（平成15年会津若松市条例第29号）の理念にのっとり、女性の人材の情報を蓄積し、かつ、その情報を活用する制度を創設することにより、本市の審議会等の委員、研修会の講師等に積極的に女性を活用し、もって男女共同参画社会の促進に寄与するための事業とする。

(実施主体)

第3条 登録事業の実施主体は、会津若松市とする。

(名称及び管理者)

第4条 第2条の制度は、会津若松市女性人材リスト（以下「人材リスト」という。）と称し、当該リストの管理者（以下「管理者」という。）は、企画政策部企画調整課 協働・男女参画室長とする。

(登録対象者)

第5条 人材リストの登録対象者は、18歳以上の女性で、市の区域内に住所を有する者、市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市の区域内に存する学校に在学する者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 仕事、研究、芸術、スポーツ等のあらゆる分野で専門的な知識若しくは活動実績のある者又は有識者若しくは有資格者

(2) 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる者

(登録の方法)

第6条 人材リストに登録するときは、会津若松市女性人材リスト登録票（別紙様式）を提出するものとする。

2 前項の場合においては、自薦及び他薦を問わないものとする。ただし、他薦の場合は本人の承諾を得なければならない。

(登録の期間等)

第7条 人材リストの登録の期間は、登録した日から登録者から登録の抹消の申出があった日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、登録が不相当と認めるときは、これを抹消することができる。

(人材リストの活用)

第8条 人材リストの活用は、次に掲げるときに管理者が行うものとする。

- (1) 各種審議会、委員会等の委員の人選をするとき。
- (2) 研修会、講演会等の講師等の人選をするとき。
- (3) 市の諸事業推進のため女性人材を必要とするとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第9条 管理者は、登録事業における目的以外のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 公益上の必要その他相当の理由があると認められ、会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会の承認を得たとき。

(適正管理)

第10条 管理者は、人材リストに登録した個人情報を本市の個人情報保護制度に基づいて適正に管理しなければならない。この場合において管理者は、登録事業における個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

- 2 前項の場合において管理者は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止について特に注意しなければならない。
- 3 管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに破棄し、又は消去するものとする。

(自己情報の訂正)

第11条 管理者は、人材リスト掲載の本人から、提供を受けている情報について訂正の申し出があった場合には、本人であることを確認の上、これに応ずるものとする。この場合において、訂正しようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

(苦情の処理)

第12条 管理者は、その保有する個人情報の取り扱いに関する苦情があったときには、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。